

全国小売酒販組合中央会  
会長 吉田 精孝 殿

国税庁酒税課長

**酒類自動販売機撤廃に関する周知について（再周知）**

平素から、税務行政及び酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、酒類自動販売機につきましては、平成 7 年の貴会による撤廃決議以降、設置台数は減少しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の従来型設置台数は 1,238 台となっております。

また、改良型酒類自動販売機の設置台数は、同日現在 8,075 台であり、従来型と合わせて 9,313 台となっております、平成 8 年 3 月 31 日現在の酒類自動販売機の設置台数と比べ、17 万台超の減少となっております。

国税庁では、本年 2 月に厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成したことも踏まえ、酒類の適正な販売管理体制の構築に取り組んでいるところであり、酒類自動販売機についても貴会等と連携し、自主的な撤廃に向けた取組を今後も進めていくこととしています。

貴会におかれましては、これまでも、本件に関する周知啓発等の御協力を賜ってきたところですが、今後、より一層の設置台数削減に向けて、改めて、本件の内容を御理解いただき、傘下会員の皆様に対して再度周知いただきたく、御協力のほど何卒よろしく御願ひ申し上げます。